

平成23年5月20日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 あて
環境大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 小野泰弘

震災対策の強化を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大津波も加わり、東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらし、我が国に大きな衝撃を与えた。

磐田市議会は、今回の大震災で亡くなられた方々とその遺族に対し、深く哀悼の意を表し、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げると共に、被災者の生活再興と被災地の一日も早い復興を切に願うものである。

今回の大地震と大津波は、想定をはるかに超える規模のものであり、さらにこの大地震により発生した原子力発電所の事故は、放射性物質を拡散させ、被害を拡大している。

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国・地方自治体・関係機関・住民等が様々な対策を講じることによって被害軽減を図ることが肝要である。特に切迫度が高いといわれている東海・東南海・南海地震については、迅速かつ効果的な被害軽減策を講じることが必要不可欠であり、中部電力株式会社では、国の要請を受け、浜岡原子力発電所の全ての号機の運転を停止しているところである。

国民の生命と財産を守ることは、国家の最も重要な使命であり、被害の軽減に向けた総合的な防災対策は、最優先に取り組むべき課題である。

よって、国におかれでは、次の事項に関して特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災を教訓として東海・東南海・南海の3地震が同時発生した場合の詳細な被害想定を早急に行うと共に、地震対策大綱を早期に策定すること。
- 2 東海地震の想定震源域に立地する浜岡原子力発電所について、中部電力株式会社に対して福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、運転停止中においても住民に対する情報提供を積極的に行うと共に、万全な安全対策を講じるよう求めること。
- 3 原子力安全委員会の防災指針による防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）を国際原子力機関（I A E A）が提唱している緊急防護措置計画範囲（U P Z）に準じて半径30キロメートルに拡大すること。
- 4 自然エネルギーなど原子力に頼らない代替エネルギーを積極的に推進するための予算を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。